

資 料 編

資料－1 策定の経過

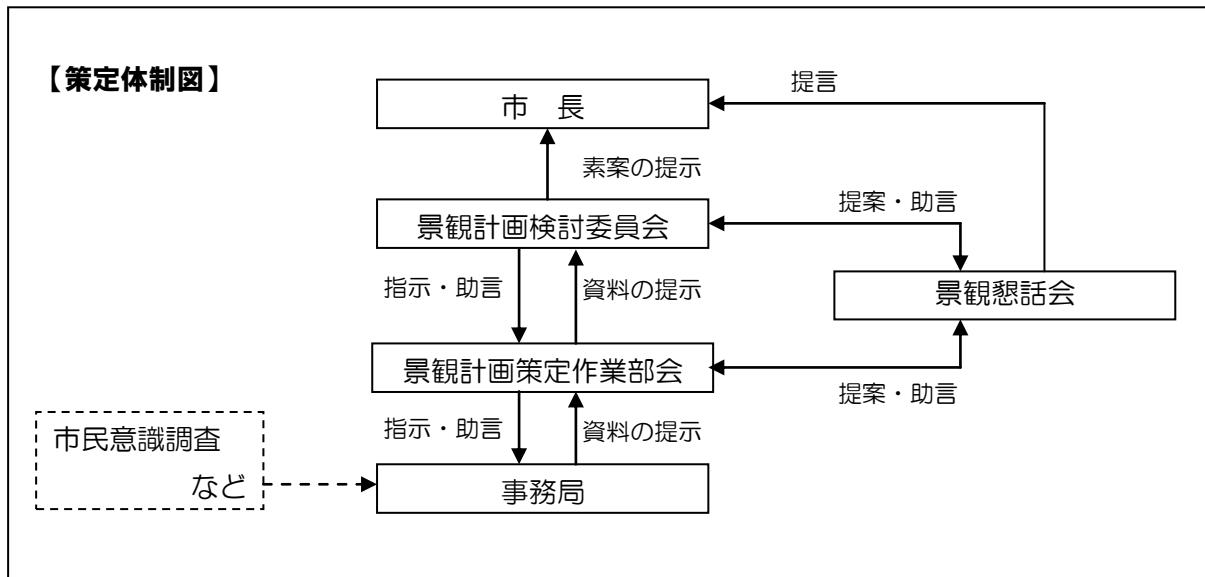
(1) 平成20年度

年月日	事項
平成20年10月3日	第1回景観計画策定作業部会
平成20年10月9日	第1回景観懇話会
平成20年10月17日 ～11月4日	来訪者アンケート調査の実施
平成20年11月21日 ～12月25日	一般市民アンケート調査の実施
平成21年1月9日	第2回景観計画策定作業部会
平成21年1月15日	第2回景観懇話会
平成21年3月18日	第3回景観計画策定作業部会
平成21年3月25日	第3回景観懇話会
平成21年3月26日	第1回景観計画検討委員会

(2) 平成21年度

年月日	事項
平成21年8月3日	第4回景観計画策定作業部会
平成21年8月11日	第4回景観懇話会
平成21年9月20日～ 10月20日	登米寺池地区アンケート調査の実施
平成21年9月25日	第5回景観計画策定作業部会
平成21年9月29日	第5回景観懇話会
平成21年10月12日	景観懇話会 山形県大江町への視察研修
平成21年11月19日	第6回景観計画策定作業部会
平成21年11月25日	第6回景観懇話会 北上川現地調査
平成21年12月24日	第2回景観計画検討委員会
平成22年1月16日	景観計画住民説明会
平成22年2月12日	都市計画審議会
平成22年2月22日 ～3月23日	パブリックコメントの実施
平成22年3月24日	第3回景観計画検討委員会

資料－2 策定の体制



(1) 登米市景観計画検討委員会

1) 登米市景観計画検討委員会設置要綱

○登米市景観計画検討委員会設置要綱

平成20年8月1日

告示第159号

(設置)

第1条 登米市の良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を検討するため、登米市景観計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画の策定に関すること。
- (2) その他景観に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は建設部長の職にある者を、副委員長は建設部次長(都市計画課担当)の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(作業部会)

第7条 検討委員会に、登米市景観計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第99号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

建設部長、建設部次長、総務課長、税務課長、企画振興課長、市民活動支援課長、財政課長、環境課長、農林政策課長、商工観光課長、土木管理課長、道路課長、建築住宅課長、学校教育課長、生涯学習課長、農業委員会事務局次長

2) 登米市景観計画検討委員会名簿

氏名	所属名	所属役職名	備考	
齋藤 輝雄 (猪股 武彦)	建設部	建設部長	委員長	
高橋 千壽	建設部	建設部次長	副委員長	
高橋 清彦 (秋山 茂幸)	総務課	課 長		広報・公聴
米倉 紳児	税務課	課 長		税制関連
田口 俊郎 (北條 敏夫)	企画振興課	課 長		企画調整
高橋 美守 (小野寺 良雄)	市民活動支援課	課 長		市民活動支援
千葉 雅弘	財政課	課 長		中・長期財政計画
高橋 秀広 (塩澤 孝紀)	環境課	課 長		環境政策
工藤 政宏	農林政策課	課 長		農山景観
神田 雅春	商工観光課	課 長		商工観光
金 正男 (佐々木 文明)	土木管理課	課 長		河川景観
千葉 郁郎	道路課	課 長		道路景観
鈴木 俊夫 (金 正男)	建築住宅課	課 長		居住景観
伊藤 勉 (加藤 敬一)	学校教育課	課 長		環境教育
千葉 幸弘	生涯学習課	課 長		文化財保護
本田 博 (尾形 秀逸)	農政総務課	次 長 (課 長)		農地保全

※敬称略、氏名欄の（ ）内は前任者

(2) 登米市景観懇話会

1) 登米市景観懇話会設置要綱

○登米市景観懇話会設置要綱

平成20年8月1日

告示第160号

(設置)

第1条 本市の豊かな自然を守り育て、潤いとゆとりにあふれた良好な景観の形成を図るため、登米市景観懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について研究及び協議を行い、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 景観計画の内容に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者 若干人
- (2) 関係団体を代表する者 若干人
- (3) 公募委員 3人
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、前条の区分から補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(報償費)

第8条 会議に出席する委員には、予算の範囲内で報償費を支給するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

2) 登米市景観懇話会名簿

適用条項	氏名	所属	備考
要綱第3条第1項第1号	森山 雅幸	宮城大学食産業学部	会長
要綱第3条第1項第2号	高橋 俊幸	登米市觀光物産協会	
要綱第3条第1項第1号	阿部 泰彦	アベ美装	
要綱第3条第1項第1号	後藤 悅雄	登米市文化財保護委員	
要綱第3条第1項第2号	工藤 豊	東和町森林組合	
要綱第3条第1項第1号	佐藤 伸也	山藤造園	
要綱第3条第1項第4号	佐竹 幸志	豊里小・中P T A	
要綱第3条第1項第1号	寺島 洋子	寺島建築設計事務所	
要綱第3条第1項第2号	渡邊 祥音	J Aみやぎ登米	
要綱第3条第1項第2号	池田 和子	登米市グリーンツーリズム推進協議会	
要綱第3条第1項第2号	上野 智通	迫川沿岸土地改良区	
要綱第3条第1項第2号	佐々木 秋子	みやぎ北上商工会津山支所	
要綱第3条第1項第3号	亀卦川 浩江	公募委員	
要綱第3条第1項第3号	武藏 寛亨	公募委員	副会長
要綱第3条第1項第3号	佐藤 みき子	公募委員	

※敬称略

(3) 登米市景観計画策定作業部会

1) 登米市景観計画策定作業部会設置要綱

○登米市景観計画策定作業部会設置要領

平成20年8月1日

訓令第54号

(趣旨)

第1条 この要領は、登米市景観計画検討委員会設置要綱(平成20年登米市告示第159号)第7条の規定に基づき、登米市景観計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 登米市景観計画策定に係る主要課題の集約及び計画の素案調整に関する事項。
- (2) その他、登米市景観計画策定の推進に関する事項。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる部署の所属課長等の推薦により、係長級の者各1人をもって組織する。

(任期)

第4条 作業部会の任期は、作業部会の所掌事務が終了する日までの間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長は都市計画課長の職にある者を、副部会長は都市計画課長補佐の職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(班)

第7条 作業部会に、次の各号に掲げる班を置き、当該各号に定める事項を審議する。

- (1) 総務班 財政、税制、NPO法人等市民活動支援、啓発及び広報公聴等に関する事項。
- (2) 景観班 景観事業、景観の将来像及び規制措置等に関する事項。

- 2 作業部会に、前項の規定により班の所掌に属せられた事項の調査及び審議に資するため、班員を置く。
- 3 部会委員は班員となるものとし、班の所属については部会長が指定する。
- 4 第4条の規定は班員について、前2条の規定は班について準用する。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第34号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条)

総務課、税務課、企画振興課、市民活動支援課、財政課、環境課、農林政策課、商工観光課、土木管理課、道路課、建築住宅課、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局

2) 登米市景観計画策定作業部会名簿

氏名	所属名	所属役職名	備考	
及川 甚悦	都市計画課	課長	部会長	
鎌田 智之	都市計画課	副参事兼課長補佐 (課長補佐兼都市計画係長)	副部会長	
木村 浩之 (佐々木 克哉)	総務課	主幹兼財産係長	総務班	法務 (広報・公聴)
橋 洋二	税務課	固定資産税係長	総務班	税制関連
小泉 一誠	企画振興課	企画調整係主幹	総務班	企画調整
三浦 徳美	市民活動支援課	主幹兼市民参画支援係長	総務班	市民活動支援
金澤 正浩 (阿部 桂一)	財政課	財政二係長	総務班	中・長期財政計画
横田 浩志	環境課	課長補佐	景観班	環境政策
菅原 輝吉 (佐藤 裕之)	農林政策課	主幹兼農政企画係長	景観班	農山景観
小野寺 正信	商工観光課	観光物産係長	景観班	商工観光
猪岡 秀博 (首藤 正敏)	土木管理課	課長補佐兼管理係長 (管理係長)	景観班	河川景観
細川 宏伸	道路課	技術主幹兼道路建設二係長	景観班	道路景観
佐々木 桂	建築住宅課	建築係長	景観班	居住景観
小野寺 千秋	学校教育課	課長補佐兼学事係長 (課長補佐兼指導係長)	景観班	環境教育
片岡 鉄郎	生涯学習課	主幹兼 文化振興・文化財保護係長	景観班	文化財保護
菅原 貞治 (高橋 良雄)	農業委員会事務局 (農業委員会農政総務課)	局長補佐兼農政総務係長 (課長補佐兼総務係長)	景観班	農地保全

※敬称略、氏名欄の（ ）内は前任者

資料－3 アンケート調査結果の概要

(1) 一般市民アンケート調査

◇実施対象：市内在住の16歳以上の市民1,300人

◇抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出。ただし、性別、居住地区に偏りが生じないように配慮。

◇調査方法：区長による配布・回収

◇調査期間：平成20年11月21日～12月25日

◇調査内容：①回答者の属性

②景観に対する現状認識

③景観の将来方向

④登米地区における景観づくりの方向

※登米地区に居住の回答者(68票)には4問の追加設問を設定しています。

◇回収結果

配布数 (a)	1,300 票
回収数 (b)	930 票
回収率 (b) / (a)	71.5 %
有効回答数 (c)	904 票
有効回答率 (c) / (a)	69.5 %

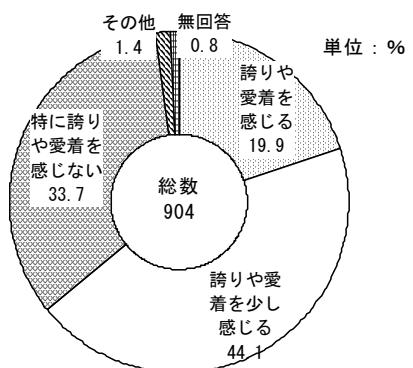
◇結果の概要

○「誇りや愛着」の感じられる「明治の雰囲気が残る町並み」「田園風景」

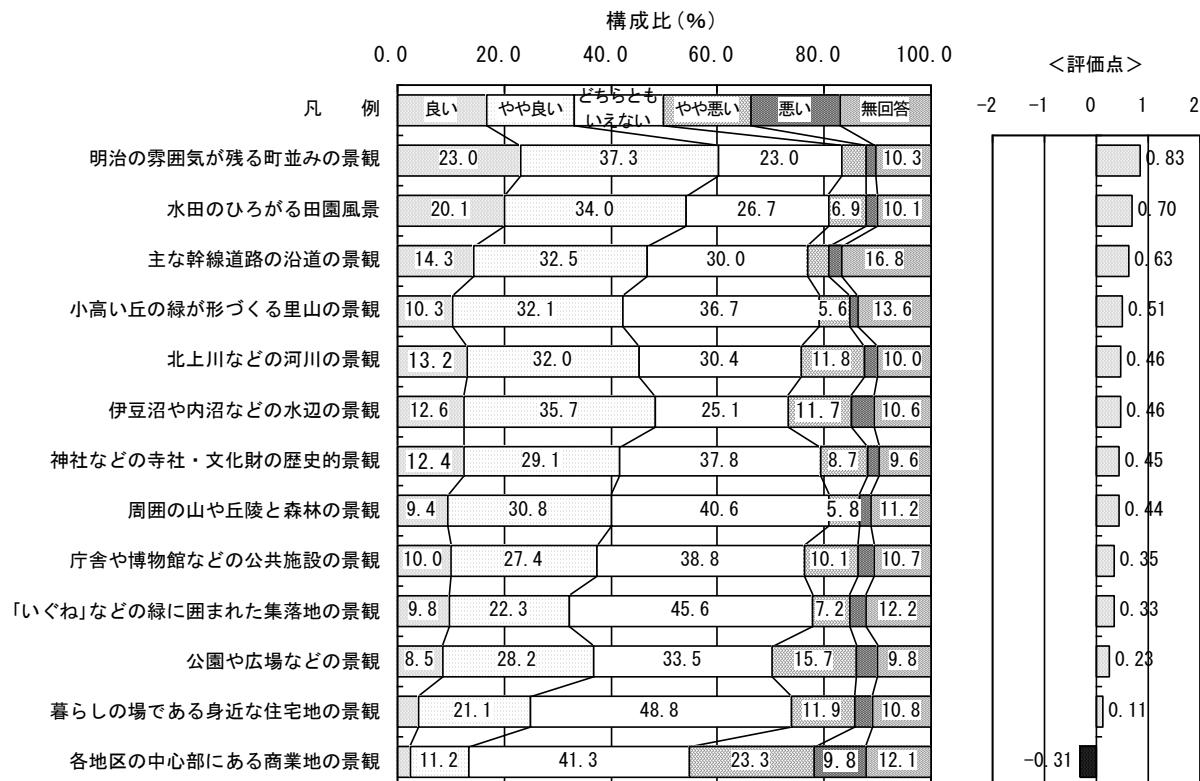
市民の景観に対する評価は、総じてプラス評価となっており、中でも「明治の雰囲気が残る町並みの景観」や「水田の広がる田園風景」に対して高い評価を与えており、多くの市民が「誇りや愛着」を感じています。

後述の来訪者アンケート調査結果においても、「明治時代の雰囲気を伝える建造物が残り、歴史や文化を感じさせるから」という理由を中心に、本市の景観を「良い」とする回答が9割に達していることから、市民・来訪者に共通して歴史や文化を感じさせる景観は、本市の誇るべき景観資源ということができます。

問 景観への誇り・愛着



問 景観に対する評価



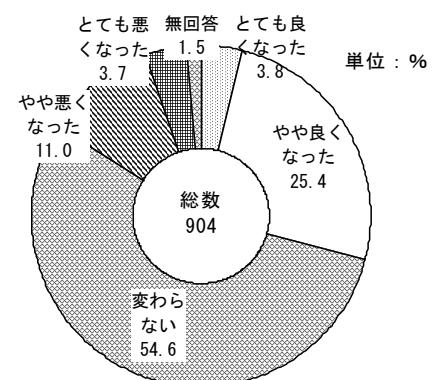
○景観の評価を高める適切な整備、市民の主体的な取り組み

総じてプラス評価を得ている景観については、過半の市民が以前と「変わらない」としていますが、約3割が「良くなった」と回答しています。その理由としては、街路樹の植樹などを中心として道路整備が進んだことなど、景観の魅力を高める都市的な整備のほか、「みやぎの明治村」の整備が進んだことなど、地域資源を再生・活用する取り組みが上げられています。

こうした結果は、良好な景観を単に維持・保全するだけでなく、その魅力を高める観点から配慮された整備が、市民の評価を高めることになることを示唆するものと考えられます。

また、市民の主体的な取り組みである、花などによる緑化が進んだことも上げられており、「誇りや愛着」が表れた景観づくり活動も、景観の質や魅力を高める上で重要なことと考えられます。

問 景観の変化



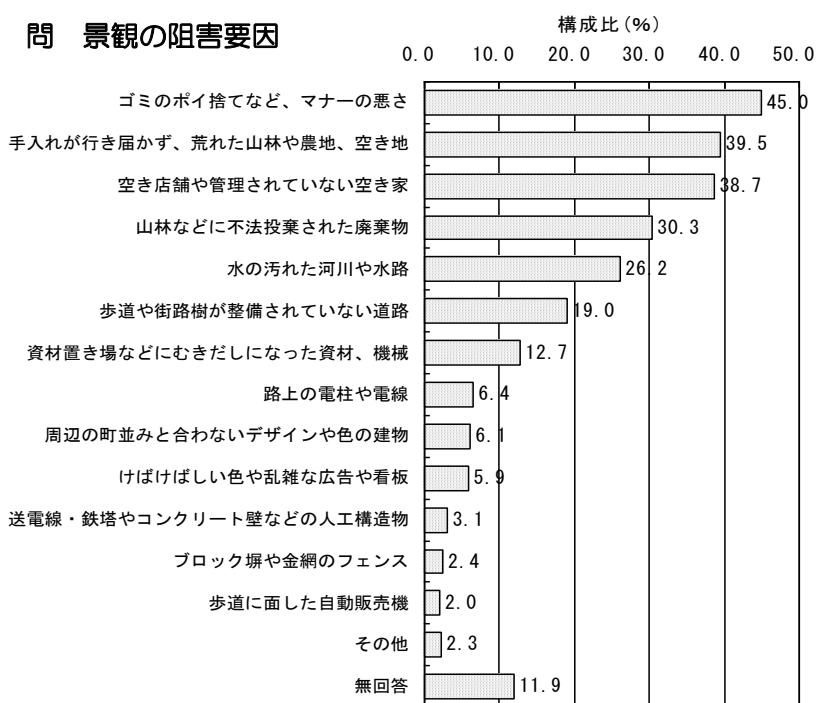
問 景観の良くなつた理由

項目名	集計値	構成比 (%)
全体 (0)	264	100.0
道路整備が進んだため (1)	54	20.5
花などによる道路沿道を中心とした緑化が進んだため (2)	24	9.1
「みやぎの明治村」の整備が進んだため (3)	19	7.2
公園整備が進んだため (4)	11	4.2
ゴミのポイ捨てが少なくなったため (5)	9	3.4
水辺の整備が進んだため (6)	9	3.4
街路樹のある道路の整備が進んだため (7)	7	2.7
大型店舗などの立地が進んだため (8)	5	1.9
町並みが都会的になつたため (9)	5	1.9
豊かな自然が維持・保全されているため (10)	5	1.9
ほ場整備が進んだため (11)	4	1.5
市民の景観への関心が高くなったため (12)	3	1.1
自然と調和のとれた整備が進んでいるため (13)	3	1.1
イルミネーションなどの取り組みが進んだため (14)	2	0.8
土地区画整理で街並みがきれいになつたため (15)	2	0.8
公共建築物の整備が進んだため (16)	1	0.4
耕作放棄地が少なくなったため (17)	1	0.4
山林の植生が多様化したため (18)	1	0.4
市民の主体的な活動が活発になつたため (19)	1	0.4
集落の周辺が整備されたため (20)	1	0.4
水路の整備が進んだため (21)	1	0.4

○阻害要因は「ゴミのポイ捨て」「不法投棄」「農地の荒廃化」「空き家・空店舗の増加」

景観を阻害している要因には、「ゴミのポイ捨て」「不法投棄」など、「誇りや愛着」の感じられる景観を踏みにじる行為が、また「農地の荒廃化」「空き家・空店舗の増加」など、「誇りや愛着」のあるふるさとが、景観という目に見える形で活力やにぎわいを低下させていることが、要因として上げられています。これらは、景観が「悪くなつた」とする理由においても指摘されています。

問 景観の阻害要因



景観は「目に見える環境」といわれることから、単に美しさといった尺度での景観づくりでなく、その基盤となるまちづくりの視点からの取り組みも、同時に求められるものと考えられます。

○評価の分かれる都市的整備、商業店舗の立地

景観が「良くなった」「悪くなった」という双方の理由に「道路整備が進んだこと」「大型店舗の立地が進んだこと」が上げられています。また、来訪者アンケート調査においても、「大型スーパーやコンビニエンスストアなどが立地し、他のまちと変わらない風景」であることをマイナスに評価した回答もみられます。

のことから、景観づくりに際しては、保全・整備のどちらに重点を置くのか、また調和させていくのか、どの様に調和させていくのかなど、様々な側面からの検討が必要になるものと考えられます。

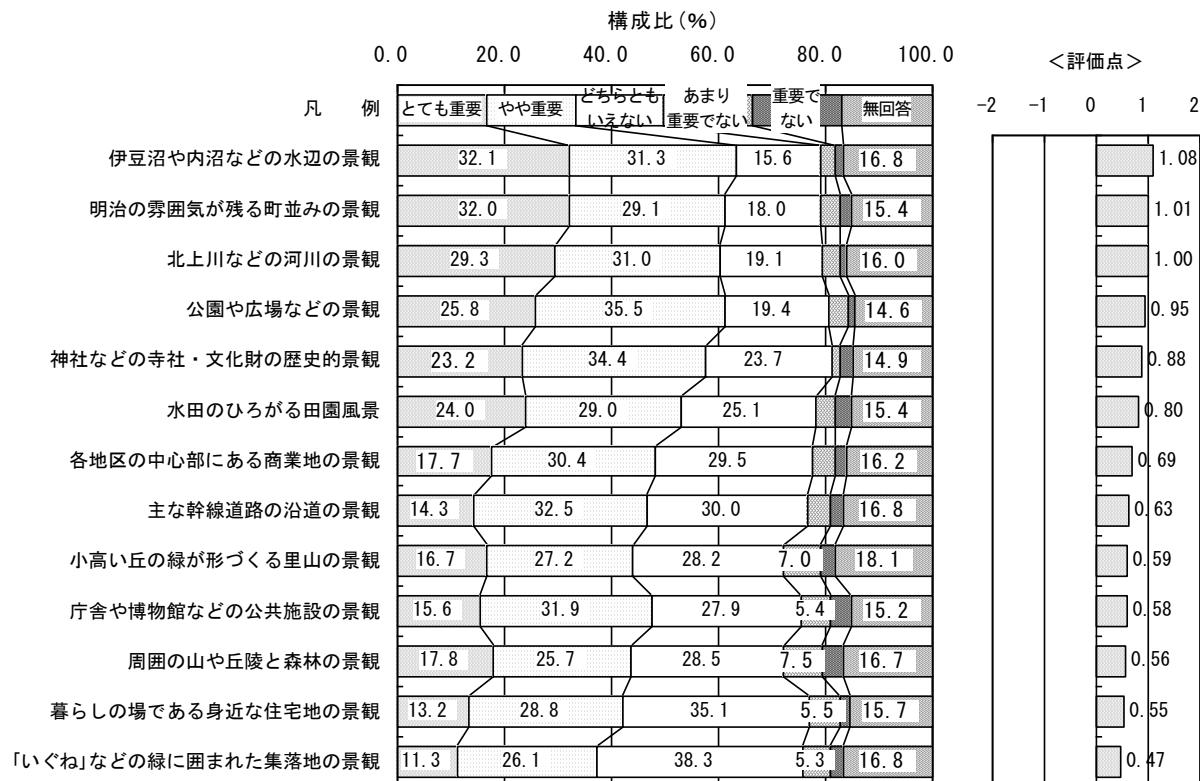
問 景観の悪くなった理由

項目名	集計値	構成比 (%)
全体 (0)	132	100.0
自然景観・環境の破壊が進んでいるため (1)	14	10.6
ゴミのポイ捨てが増えたため (2)	13	9.8
耕作放棄により田畠の荒廃が進んでいるため (3)	13	9.8
空店舗が増えたため (4)	12	9.1
空き家が増えたため (5)	7	5.3
河川や沼など水辺の整備・維持管理が不足しているため (6)	6	4.5
大型店舗などの立地が進んだため (7)	6	4.5
道路整備が進んだため (8)	4	3.0
空き地が増えたため (9)	4	3.0
三陸道ができて見通しが悪くなつたため (10)	3	2.3
不必要な道路の整備が進んでいるため (11)	3	2.3
活気やにぎわいが低下しているため (12)	2	1.5
広告・看板などが増えたため (13)	2	1.5
水質の悪化が進んでいるため (14)	2	1.5
道路・街路樹の維持管理が不足しているため (15)	2	1.5
道路整備が進んでいないため (16)	2	1.5
土地利用や建物用途の混在が進んだため (17)	2	1.5
携帯電話の電波塔の立地が進んだため (18)	1	0.8
建物の様式などが多様化しているため (19)	1	0.8
建物や塀などの維持管理が不足しているため (20)	1	0.8
公園の維持管理が不十分なため (21)	1	0.8
山林が荒れているため (22)	1	0.8
全体的な景観の調和が失われつつあるため (23)	1	0.8
町並みが都会的になったため (24)	1	0.8
白鳥やがんをあまり見ることができなくなつたため (25)	1	0.8

○重要度の高い水辺景観

今後の景観づくりにおける重要度は、伊豆沼や内沼、北上川などの水辺景観を重要とする回答が多くなっています。景観が「悪くなった」とする理由においても、水質の悪化のほか、雑草の繁殖やゴミのポイ捨てなど、維持管理の不足が指摘されており、「水の里」の一面を持つ本市においては、重要な取り組みになるものと考えられます。

問 景観の重要度



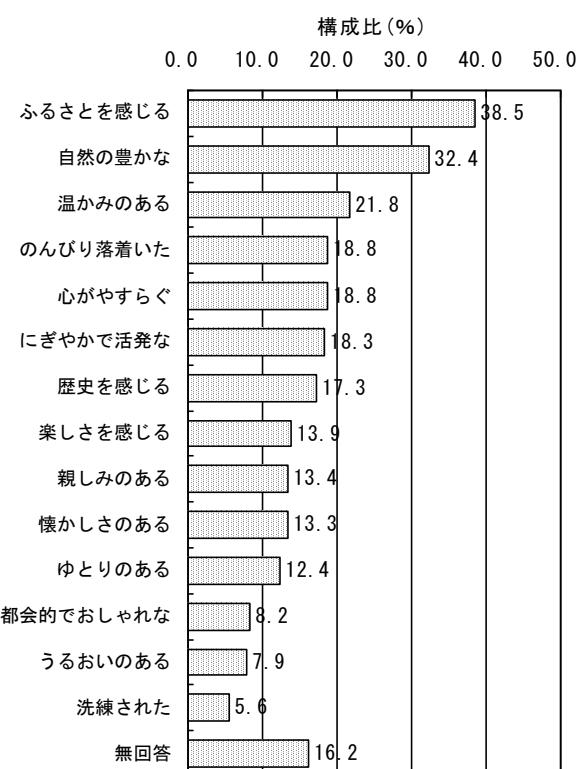
○「自然の豊かさ」を基盤に、全市は「ふるさとを感じられる景観」、身近な景観は「落ち着き・やすらぎ」をイメージ

景観づくりの将来イメージは、「自然豊かな」がキーワードとして第一に上げられ、これを基にしながら市全体は「ふるさとを感じられる景観」が、居住地周辺については、身近な暮らしの場としての「落ち着き・やすらぎ」が指向されています。

こうした景観を形成していくための取り組みとしては、「自然の豊かさ」を損なうゴミのポイ捨てなどを防止するための取り組みや、「ふるさとを感じさせる」登米らしい景観を選定・保全することが重視されています。

問 景観づくりの将来イメージ

<市全体>

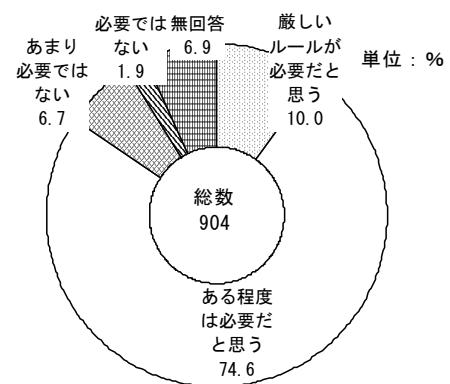


○制限・ルールは必要であるが、その内容が課題

景観づくりに関わる制限やルールについては、総じて「必要」であり、「協力」もするという市民の意向がありますが、いずれも「ある程度」という前提での回答が大半を占める結果となっています。

この結果からは、規制やルールの必要性が明確化され、市民に十分な理解と協力が得られる内容とすることが重要になるものと考えられます。

問 制限・ルールの必要性

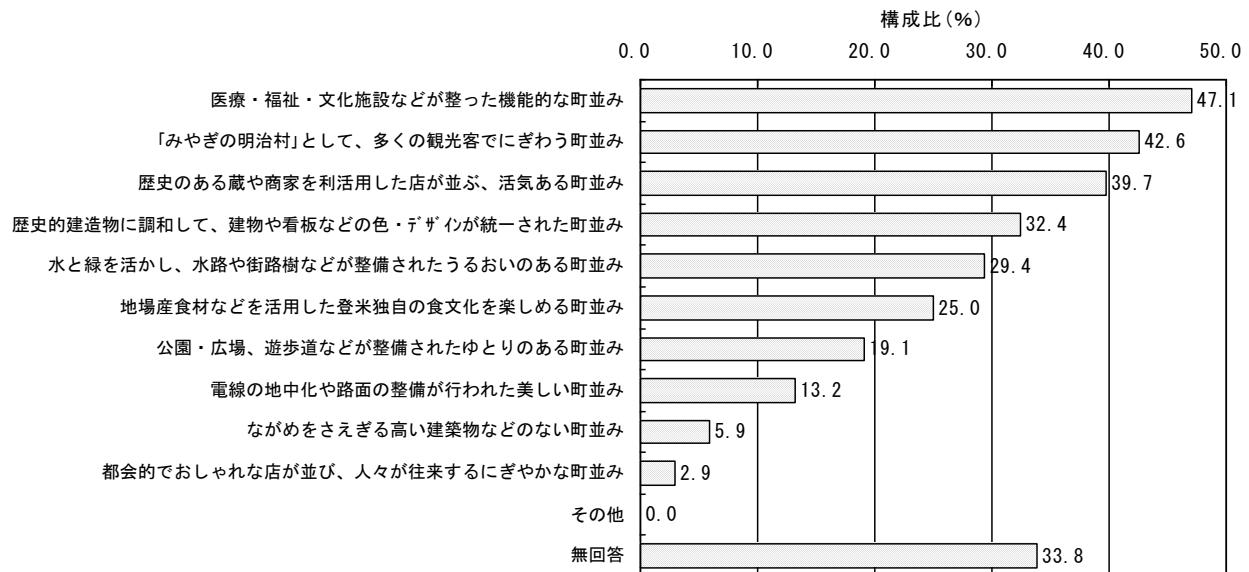


○歴史・文化的な資源を活用した活気・にぎわいと暮らしの場としての機能性の調和

登米地区における町並み景観の将来イメージは、「みやぎの明治村」として「蔵や商家などの歴史的な建造物を活用」した、「観光客でにぎわう」、「活気ある町並み」が浮かび上がります。

また、「医療・福祉・文化施設などの整った機能的な町並み」であることも求められており、観光の拠点と暮らしの場としての調和が求められているものと考えられます。

問 登米地区の街並み景観の将来イメージ



○街並みの連續性を規定する「高さ」や「壁面位置」の必要性

登米地区の街並み景観の将来イメージを実現するためには、「高さ」「壁面位置」をそろえることが必要と考えられています。

一方、建築物の色彩については、必要・不要の両面から回答が多く、その制限・ルールづくりには、十分な検討が求められるものと考えられます。

(2) 来訪者アンケート調査

◇実施対象：下記施設の来訪者(市外居住者のみ対象)

①観光物産センター遠山之里（登米）
②登米市歴史博物館（迫）
③石ノ森章太郎ふるさと記念館（中田）
④登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター（迫）

◇調査方法：調査員による聞き取り調査(観光物産センター遠山之里)

留め置きによる配布・回収(上記以外)

◇調査内容：①回答者の属性

- ②来訪状況
- ③景観の評価
- ④景観の良い理由
- ⑤景観の悪い理由

◇調査期間及び回収結果

実施場所	調査期間	回収数
①観光物産センター遠山之里(登米)	平成20年10月17日	76 票
	平成20年10月18日	99 票
	小計	175 票
②登米市歴史博物館(迫)		30 票
	平成20年10月24日 ～11月4日	10 票
		10 票
		合計
		225 票

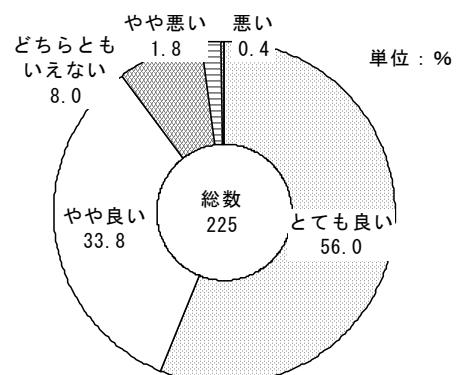
○「市の誇り」となり得る良好な景観

本調査結果で特徴的なことは、来訪者の9割が本市の景観を「良い」と評価していることにあります。市民にとっては、見慣れた変哲のない景観も、訪れる人にとっては、魅力的な景観となることを示す結果といえます。

本市の景観は、市民が「誇り」とするに十分な、地域の資源・財産であり、今後の景観づくりにおいても、その維持・保全が重要なテーマになるものと考えられます。

そのためにも、まず市民が本市の景観を「価値あるもの」と認識することがと考えられます。

問 景観の評価



○「歴史・文化」「自然」が演出する魅力的な景観

「良い」とする理由から、本市の景観の魅力は、「歴史・文化的な景観」と「自然的な景観」が主体となって形づくり・高めていることがうかがわれます。

そのため、これらの景観を今後とも維持・保全し、継承することは重要な課題となります。しかし、「さびれた市街地」や「大型スーパーやコンビニエンスストアなどの立地」がこれらを損ねていると指摘されているように、変化が進みつつある景観を改善することも必要と考えられます。

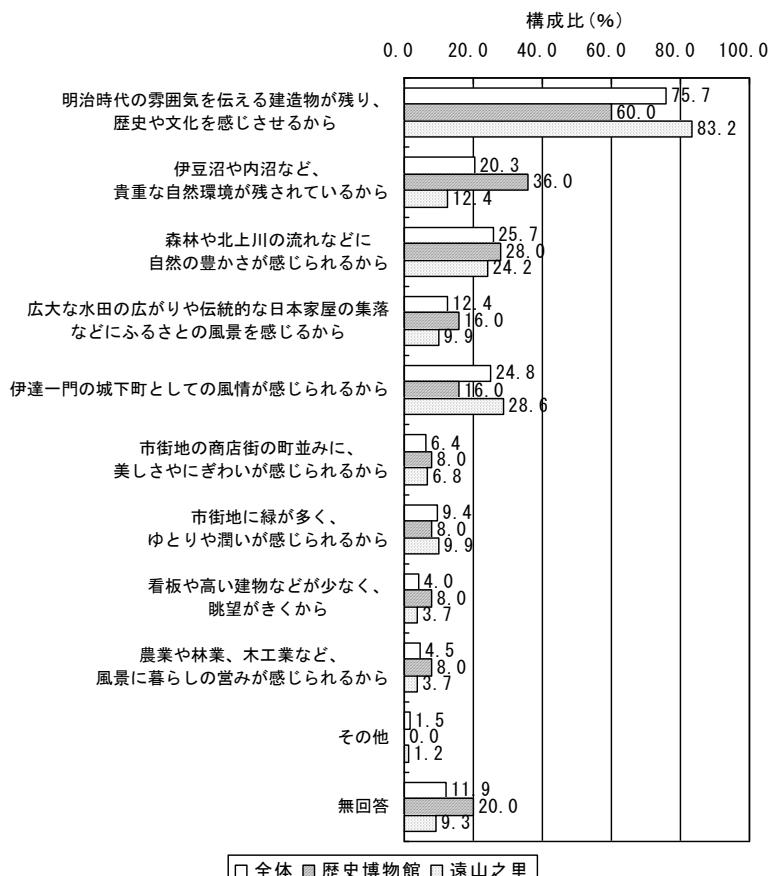
また、「広大な水田の広がりや伝統的な日本家屋の集落など、ふるさとを感じさせる風景」を評価する回答も少なくないことから、「歴史・文化」や「自然」などの特徴的な景観だけでなく、暮らしと密着した景観についての配慮も求められます。

○自動車での移動を考慮した景観づくり

利用交通手段の8割が自動車であるように、本市への来訪や市内での移動は、自動車によるものが大半となっています。

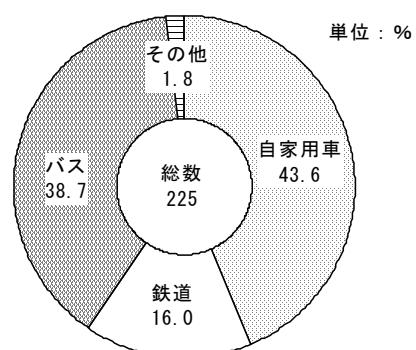
この結果を踏まえれば、本市の魅力を高める景観資源を中心とした点的、拠点的な景観づくりに並行し、自動車での移動時に眺める景観、すなわち、主要な道路沿道の景観づくりにも配慮が求められるものと考えられます。

問 景観が良いと感じる理由



□全体 □歴史博物館 □遠山之里

問 来訪時の主な交通手段



資料－4 用語の解説

あ

◇囲障(いしょう)

敷地の境界の上に設けた塀・柵などの構築物のこと。

◇入母屋造(いりもやづくり)

上部においては切妻造（長辺側から見て前後2方向に勾配をもつ）、下部においては寄棟造（前後左右四方向へ勾配をもつ）となる構造をもつ伝統的な屋根形式。

日本においては古来より切妻屋根は寄棟屋根より尊ばれ、その組み合わせである入母屋造はもっとも格式が高い形式として重んじられた。

◇エコツアー

旅行代金の一部を旅行先と関係のある遺跡保存や環境保護などの基金に寄付するツアーのこと。また、環境問題に重点を置いて実施される観光旅行をいう。

◇NPO(エヌピーオー)

「Nonprofit Organization」の略語で、「特定非営利活動法人」と訳される。利益を得ることを目的とする営利法人に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織。

か

◇河川占用(かせんせんよう)

河川敷地を特定の人などが継続的に使用すること。河川占用を行うためには、河川管理者の許可が必要となる。

◇グリーンツーリズム

広い意味で、イベント、農業・農村体験、学校教育における農村や農業とのふれあいなど、「都市と農村の交流」を指すが、実際には農場で休暇を過ごすことをいう。

欧州では都市の人が農村に長期滞在してのんびりと過ごすことであるが、日本は長期休暇が取りにくいなどの制約から、日帰りや短期滞在が多い。

◇景観計画(けいかんけいかく)

景観法第8条に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

景観計画を定めることにより、建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を出すことが可能となる。

◇景観計画区域(けいかんけいかくくいき)

景観法第8条第2項第1号に基づいて定める、景観計画を適用する区域。

◇景観形成基準(けいかんけいせいきじゅん)

景観法第8条第2項第3号の規定に基づいて定める、良好な景観形成を実現するために遵守すべき制限の基準で、この基準に適合しない場合、勧告または変更命令を出すことが可能となっている。

◇景観形成方針(けいかんけいせいほうしん)

景観法第8条第2項第2号の規定に基づいて定める、良好な景観の実現に向けた考え方や方向性のこと。本計画では、基本目標を踏まえた個別の基本方針、重点テーマにおける景観形成の方針、重要景観計画区域における景観形成の方針を定めている。

◇景観協議会(けいかんきょうぎかい)

景観法に基く景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けられた機関。

景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業者等）、住民等の関係者を加えて組織される。

◇景観行政団体(けいかんぎょうせいだんたい)

景観法に基く諸施策を実施する行政団体であり、地方自治法上の指定都市、中核市、都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制のほか、景観協議会の設立・運営等を行う。

◇景観協定(けいかんきょうてい)

景観法の規定に基き、景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれる、良好な景観の形成に関する協定。

住民間の契約であるという協定の性質から、景観計画区域や景観地区で定めることができないソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組みである。

◇景観重要建造物(けいかんじゅうようけんぞうぶつ)

景観行政団体の長(登米市の場合は、登米市長)が、景観法の規定に基き、景観計画区域内において指定する、地域のシンボルとなるような景観上重要な建築物、工作物のこと。

指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

◇景観重要公共施設(けいかんじゅうようこうしき)

景観法の規定に基いて定められた景観計画において、景観重要公共施設とされた公共施設であり、景観計画区域内の景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）について、景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観重要公共施設として景観計画に位置づけることが可能になる。

◇景観重要樹木(けいかんじゅうようじゆもく)

景観行政団体の長(登米市の場合は、登米市長)が、景観法の規定に基き、景観計画区域内において指定する、地域のシンボルとなるような景観上重要な樹木のこと。

指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

◇景観地区(けいかんちく)

景観法の規定に基き、市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画に定める地区である。

景観法に基く景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定め、①建築物の形態意匠、②建築物の高さ、③壁面の位置、④建築物の敷地面積について制限することが可能である。

◇景観農業振興地域整備計画(けいかんのうぎょうしんこうちいきせいひかく)

景観計画区域内にある農業振興地域において、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定める計画。

計画に従った農地の利用がされていない場合、市町村長は、当該計画に従った利用をすることを区域内の土地の所有者等に勧告できるなど、良好な農村景観、田園景観の保全を担保できる内容となっている。

◇景観法(けいかんほう)

日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月制定され、①良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務、②景観計画の策定手続きや土地利用に関する行為規制、③景観重要建造物、景観重要樹木といったシンボルの保全、④景観重要公共施設の景観計画に即した整備、⑤景観地区の指定、⑥景観協定、景観整備機構等の仕組みなどを規定している。

◇景観保全型広告物整備地区(けいかんほぜんがたこうこくぶつせいひちく)

良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などにおいて、地域の特性にふさわしい屋外広告物の設置や掲出を誘導することを目的に、知事が指定する地区をいう。

◇高度地区(こうどちく)

都市計画法によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区のこと。

さ

◇自然環境保全地域(しぜんかんきょうほぜんちいき)

自然環境保全法に基づいて指定される区域で、自然環境保全の目的を達成させるために特別地区、海中特別地区、普通地区に区分され、建築や開発などの一定の行為が制限される。

◇シンボル

地域や場所などの象徴となるもの。

「地域のシンボルとなる景観」という場合は、地域を象徴する景観、地域を代表する景観、地域の固有性を表す景観などの意味で用いられる。

◇総合計画(そうごうけいかく)

地方自治法第2条第4項を根拠に策定する、自治体の全ての計画の基本となる計画。概ね10年後を見据えた将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示す基本構想、10年間を前期・後期に分けた5年間の行政計画を示す基本計画、3年間程度の具体的な施策を示す実施計画の3つを合わせて総合計画という場合が多い。

◇社叢(しゃそう)

神社の森、いわゆる「鎮守の森」のことをいう。

た

◇褪色(たいしょく)

日光などにさらされて、色がだんだん薄くなること。色があせること。

◇多自然工法(たしそんこうほう)

河川などが本来有している自然環境に配慮し、景観や環境の保全、創出をめざした工法の総称。

自然石を金属ネットで固定し、その隙間に植物を再生させたり、直線的な線形の河川を自然な曲線とし、落差を意図的につけるなど、自然に近い空間を保全、創出するために様々な取り組みが進められている。

◇地区計画(ちくけいかく)

まちづくりの目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、身近な地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることができる、都市計画法に規定のある制度。

◇チャレンジショップ

商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、店舗開業希望者に期間限定で格安に賃貸する創業支援事業をいう。

◇道路占用物(どうろせんようぶつ)

電柱や看板など、道路に一定の物件、工作物、施設を設置して道路を継続的に使用するものをいう。

◇都市計画区域(としけいかくくいき)

「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域として都道府県が指定する区域。

都市計画区域内では、都市計画法等により、区域外と比べて様々な規制が設けられることから、各種制度を活用することにより、計画的なまちづくりが可能となる。

◇都市計画マスターplan

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、都市計画法に定められる計画のこと。

この計画は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに地域住民の意見を十分に反映させながら、将来の都市づくりにかかる目標や方針を総合的にまとめたもので、今後の市町村の都市計画の指針となるもの。

な

◇ネイチャースクール

自然体験、自然学習を通じて自然環境の大切さを学ぶための学校、教室、プログラムをいう。

◇農業近代化のための施設(のうぎょうきんだいかのためのしせつ)

農業倉庫、乾燥調整施設、撰果場、出荷場など、農業経営の近代化及び農村生活環境の改善又は向上を通じて農業農村の活性化を図るための施設をいう。

◇農業生産基盤(のうぎょうせいさんきばん)

農業生産性を向上による農業生産の体质強化に向けて必要となる農地の区画整理や用水施設、農道などをいう。

◇法面(のりめん)

切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと。道路整備や宅地造成などに伴う掘削や盛土などにより形成される。

は

◇パノラマ景観

見渡す限りの広々とした景観のこと。

や

◇用途地域（ようとちいき）

土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住宅、店舗、工場など建築基準法の規定により、建築できる建物の用途や大きさなどを定める地域を「用途地域」という。

◇よう壁（へき）

切土や盛土などによる土圧を支えて、土の崩れを防ぐために設置する構造物、壁のこと。

ら

◇ラムサール条約指定登録湿地（らむさーるじょうやくしていとうろくしち）

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、そのために各締約国がとるべき措置等について規定している。

この条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局へ通知することによって「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地をラムサール条約指定登録湿地という。